## 岩手県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程等の一部を 改正する告示

(政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正) 第1条 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程(昭和51年岩手県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後	
表(第8条関係)		別	表(第8条関係)	
区 分	金額		区 分	金 額
[略]			[略]	
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的	[略]		2 スキャナにより読み取ってできた電磁的	[略]
記録を光ディスク( <u>日本工業規格</u> X0606及			記録を光ディスク( <u>日本産業規格</u> X0606及	
びX6281に適合する直径120ミリメートルの			びX6281に適合する直径120ミリメートルの	
光ディスクの再生装置で再生することが可			光ディスクの再生装置で再生することが可	
能なものに限る。以下この項において同じ			能なものに限る。以下この項において同じ	
。)に複写したものの交付			。)に複写したものの交付	
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的	[略]		3 スキャナにより読み取ってできた電磁的	[略]
記録を光ディスク( <u>日本工業規格</u> X6241に			記録を光ディスク( <u>日本産業規格</u> X6241に	
適合する直径120ミリメートルの光ディスク			適合する直径120ミリメートルの光ディスク	
の再生装置で再生することが可能なものに			の再生装置で再生することが可能なものに	
限る。以下この項において同じ。) に複写			限る。以下この項において同じ。) に複写	
したものの交付			したものの交付	

(岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部改正)

第2条 岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程(平成11年岩手県選挙管理委員会告示第42号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (第6条関係)		J表第 1 (第 6 条関係)	
区 分	金額	区 分	金 額
1 乾式の複写機により用紙に複写し [月	各]	1 乾式の複写機により用紙に複写し	[略]
たものの交付( <u>日本工業規格</u> A列3		たものの交付( <u>日本産業規格</u> A列3	
番の大きさまでのものに限る。)		番の大きさまでのものに限る。)	
2 スキャナにより読み取ってできた電磁的	り [略]	2 スキャナにより読み取ってできた電磁	数的 [略]
記録を光ディスク( <u>日本工業規格</u> X0606万	及	記録を光ディスク( <u>日本産業規格</u> X060	5及

びX6281に適合する直径120ミリメートルの 光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。)

3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。)

[略]

[略]

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分		金額
複製物の交付	1 光ディスク(日本工業		[略]
	<u>規格</u> X0606及びX6	281に	
	適合する直径120ミ	ミリメ	
	ートルの光ディスク	クの再	
	生装置で再生するこ	ことが	
	可能なものであっ	って、	
	700メガバイトのも	っのに	
	限る。)に複製した	た複製	
	物		
	[略]		
紙その他これに類	1 乾式の複写機に	[略	<b>\$</b> ]
するものに印字し	よる写し( <u>日本工</u>		
、又は印画したも	<u>業規格</u> A列3番の		
のの写しの交付	大きさまでのもの		
	に限る。)		
	[略]		

びX6281に適合する直径120ミリメートルの 光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。)

3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。)

[略]

[略]

別表第2 (第6条関係)

開示の実施の方法	区 分		金額
複製物の交付	1 光ディスク(日本産業		[略]
	<u>規格</u> X0606及びX628	17こ	
	適合する直径120ミリ	メ	
	ートルの光ディスクの	)再	
	生装置で再生すること	が	
	可能なものであって	,	
	700メガバイトのもの	に	
	限る。)に複製した複	製	
	物		
	[略]	•	
紙その他これに類	1 乾式の複写機に	[略	]
するものに印字し	よる写し( <u>日本産</u>		
、又は印画したも	<u>業規格</u> A列3番の		
のの写しの交付	大きさまでのもの		
	に限る。)		
	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第3条 岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成13年岩手県選挙管理委員会告示第69号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
別表第1(第11条関係)		別表第1(第11条関係)
区分	単 位 金 額	区分単位金額
1 乾式の複写機による写し( [略]	·	1 乾式の複写機による写し( [略]

日本工業規格A列3番の大き	
さまでのものに限る。)	
[m#.]	

[略]

## 別表第2 (第11条関係)

開示の実施の方法	区 分		金	額
複製物の交付	1 光ディスク( <u>日本</u>	[H	各]	
	<u>規格</u> X0606及びX6	281に		
	適合する直径120ミ	リメ		
	ートルの光ディスク	の再		
	生装置で再生するこ	ことが		
	可能なものであっ	て、		
	700メガバイトのも	のに		
	限る。)に複製した	上複製		
	物			
	[略]			
紙その他これに類	1 乾式の複写機に	[H	各]	
するものに印字し	よる写し( <u>日本工</u>			
、又は印画したも	<u>業規格</u> A列3番の			
のの写しの交付	大きさまでのもの			
	に限る。)			
	[略]			

日本産業規格A列3番の大き さまでのものに限る。)

[略]

## 別表第2 (第11条関係)

開示の実施の方法	区 分	金額
複製物の交付	1 光ディスク (日本産業	[略]
	<u>規格</u> X0606及びX6281に	
	適合する直径120ミリメ	
	ートルの光ディスクの再	
	生装置で再生することが	
	可能なものであって、	
	700メガバイトのものに	
	限る。)に複製した複製	!
	物	
	[略]	
紙その他これに類	1 乾式の複写機に [	略]
するものに印字し	よる写し( <u>日本産</u>	
、又は印画したも	<u>業規格</u> A列3番の	
のの写しの交付	大きさまでのもの	
	に限る。)	
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。